

多面的機能支払交付金の第3期対策（R7～R11） 説明資料

R6.10.15時点版

農林水産省農村振興局
農地資源課

《本資料の取扱い》

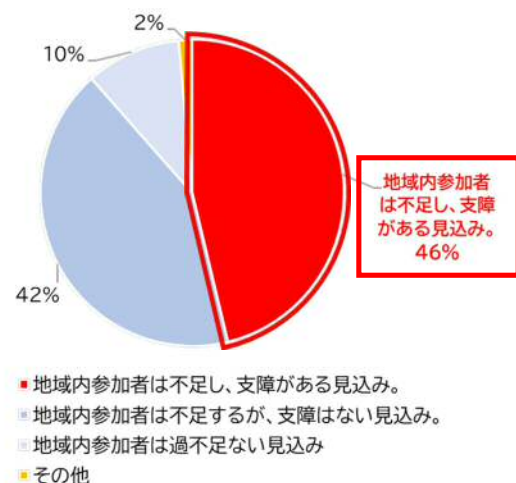
- 本資料の内容はR7概算要求時点で整理しています。
- 加算措置の要件などの制度の内容や予算額については、予算編成過程において、変更が生じる可能性があります。
変更が生じた場合は、変更点を周知するようにします。

多面的機能支払の課題

- 地域共同活動による保安全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、小規模活動組織を中心に、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、活動を継続できなくなるおそれがある状況。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全に資する長期中干し、冬期湛水等の取組面積は、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。また、長期中干し、冬期湛水等は地域全体の水管理に係る調整が必要。

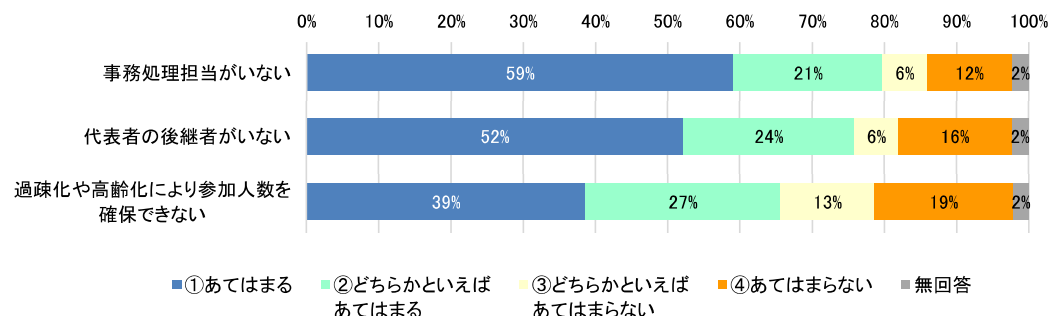
○ 地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

● 将来(5~10年後)の充足状況の認識



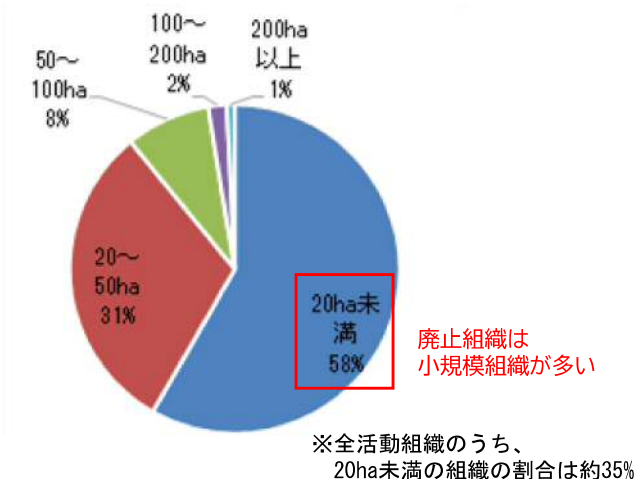
資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,010組織）

○ 多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



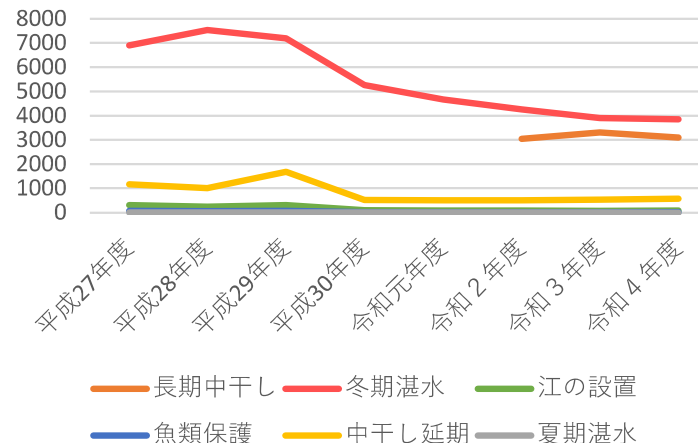
資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

○ 多面的機能支払の廃止組織の面積階層別内訳



資料：令和3年度→令和4年度動向調査結果より作成（N=386組織）

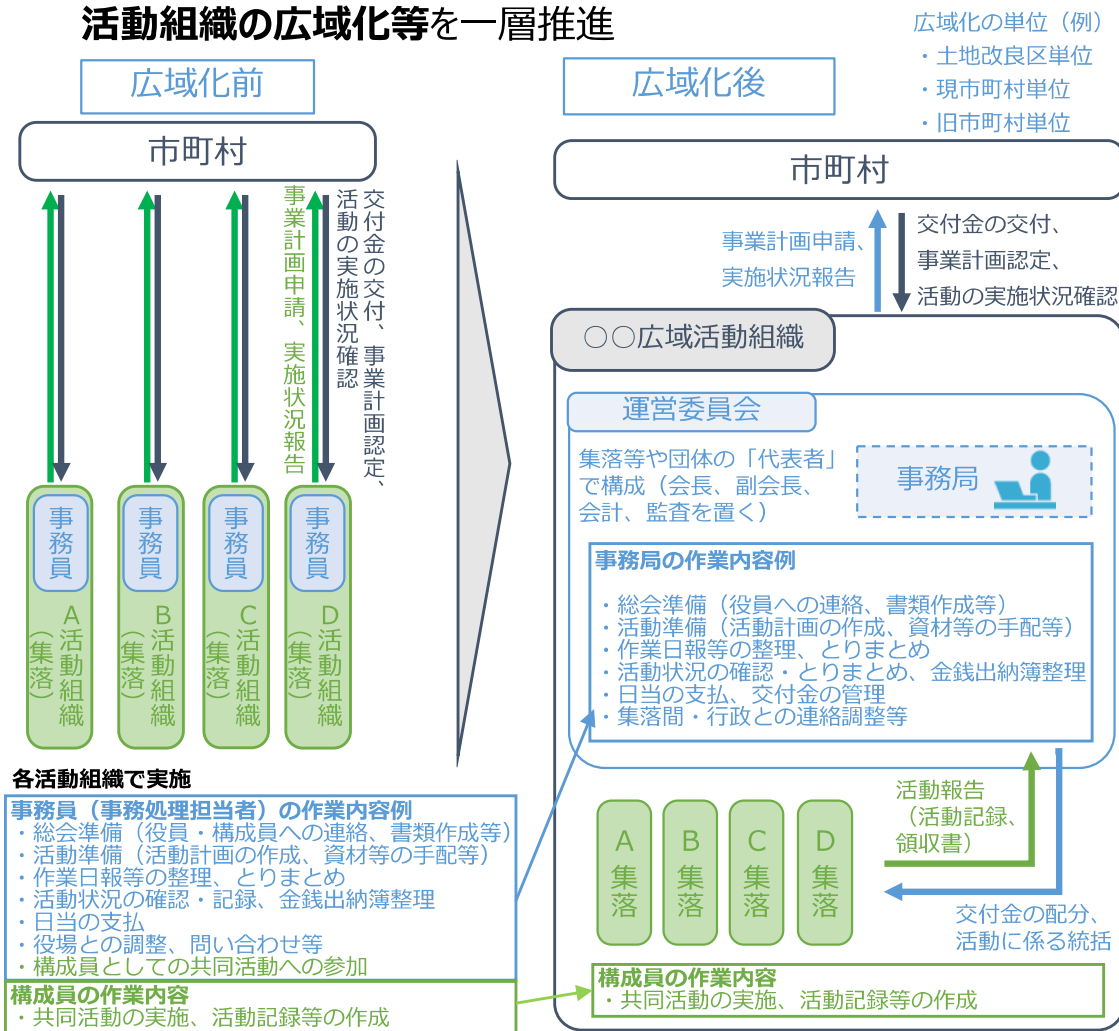
○ 環境直払の取組別実施面積



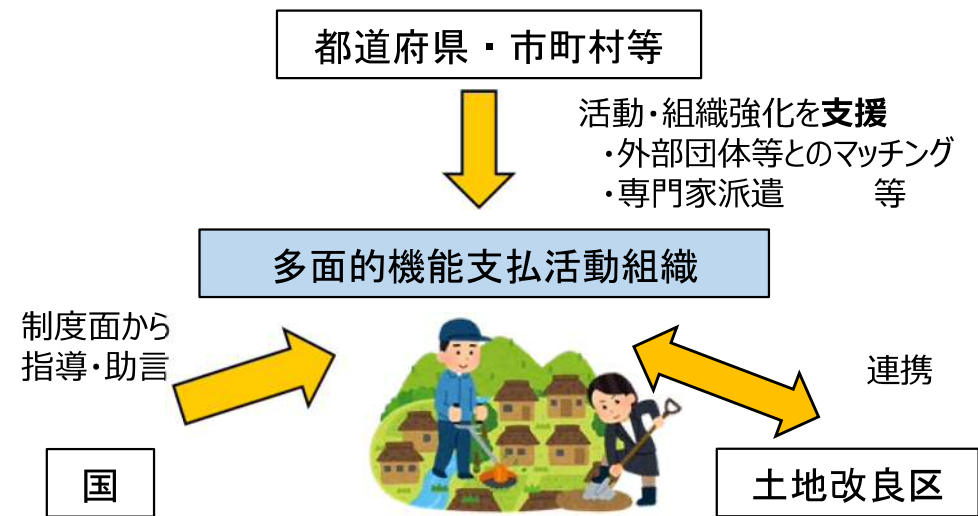
多面的機能支払の次期（第3期）対策について

- 人口減少や高齢化に伴い事務作業や活動の継続が困難となることに対応するため、これまでも活動組織の広域化、地域への外部人材の呼び込み、事務負担の軽減等に取り組んできたところであるが、今後、更に現状の課題に対応していくため、次期対策においては、引き続き広域化の推進や事務負担の軽減に取り組むとともに、活動組織の体制強化に向けて、活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの構築、事務局を担える土地改良区及び農業法人の事業主体への追加に取り組む。
- 環境負荷低減に係る取組については、これまで環境保全型農業直接支払で支援してきたが、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待される取組（長期中干し、冬期湛水等）については、令和7年度から多面的機能支払で支援する。

- 多面的機能支払の事務の省力化、組織体制の強化を図るため、**活動組織の広域化等を一層推進**



- 国、県、市町村による集落の**共同活動への支援等を強化**



- **環境負荷低減（長期中干し、冬期湛水等）の取組を、多面的機能支払において地域共同で行うことにより推進**

長期中干し



冬期湛水



日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算要求額 51,222 (48,589) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 49,683 (47,050) 百万円

- 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

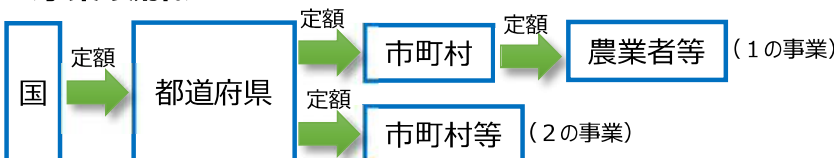
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※黄色ハイライトは拡充項目

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

※一定の要件を満たす場合、土地改良区及び農業法人が実施主体になることを可とする。

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援 多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) への支援 資源向上支払 (共同) の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田 400	320

(円/10a)

項目	交付単価	項目	交付単価
環境負荷低減の取組への支援 化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し	組織の体制強化への支援 組織の広域化と活動支援班※の設置を併せて行うこと ※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班	40万円/組織
	冬期湛水		
	夏期湛水		
	中干し延期		
	江の設置等		
	作溝実施		
作溝未実施	3,000		

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

①多面的機能支払交付金の活動組織の体制強化

農村人口の減少・高齢化により共同活動が困難となる集落の増加が見込まれることから、活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進する。

対策

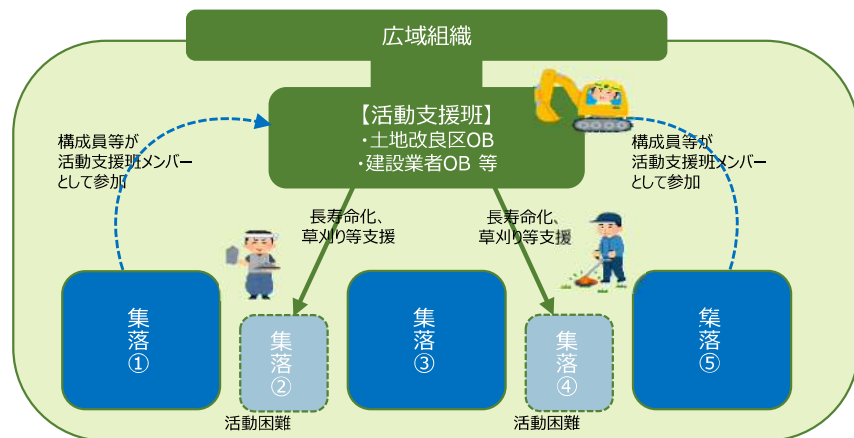
①資源向上支払（共同）

○多面的機能の増進を図る活動の追加

地域資源の質的向上を図る共同活動における多面的機能の増進を図る活動項目に、「広域活動組織における活動支援班の設置」を追加

<要件>

広域活動組織において活動支援班を設置すること。



※活動支援班とは、複数の集落で構成される活動組織において、活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される作業チーム

②資源向上支払（長寿命化）

○長寿命化単価の実質的な見直し

活動支援班を有する広域活動組織の規模を満たす組織、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる。

※経過措置として、現在、フル単価で交付を受けている組織で、令和7年度以降が計画終期となっている組織においては、計画終期まではフル単価で交付を受けることができるよう協議中。

③資源向上支払（広域化・体制強化）

○活動支援班に係る新たな加算措置の創設

<要件>

組織の広域化と活動支援班の設置を併せて行うこと。
(40万円/組織 初年度に限る)

長寿命化単価の見直し整理表

長寿命化の単価において、これまでは「広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる」こととしていたが、活動組織の体制強化に向けて活動支援班の設置を促進する観点から、「活動支援班を有する広域活動組織の規模を満たす組織、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる」こととする。

現行：広域活動組織の規模を満たす、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる

	広域活動組織の規模を満たさず	広域活動組織の規模を満たす
直営施工なし	5/6単価	フル単価
直営施工あり	フル単価	フル単価

改正：活動支援班を有する広域活動組織の規模を満たす組織、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる（経過措置あり）

	広域活動組織の規模を満たさず	広域活動組織の規模を満たす	
		活動支援班なし	活動支援班あり
直営施工なし	5/6単価	5/6単価	フル単価
直営施工あり	フル単価	フル単価	

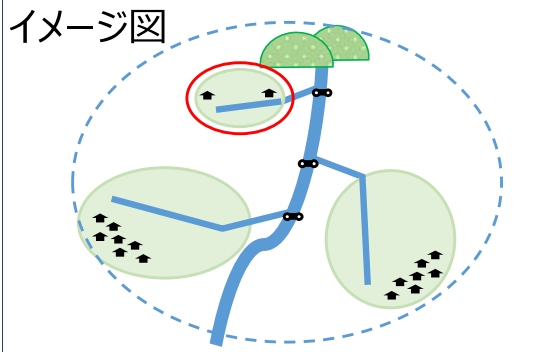
②多面的機能支払交付金の事業実施主体の追加

活動組織の体制強化に向けて、事業実施主体に土地改良区及び農業法人を追加する。

①土地改良区の追加

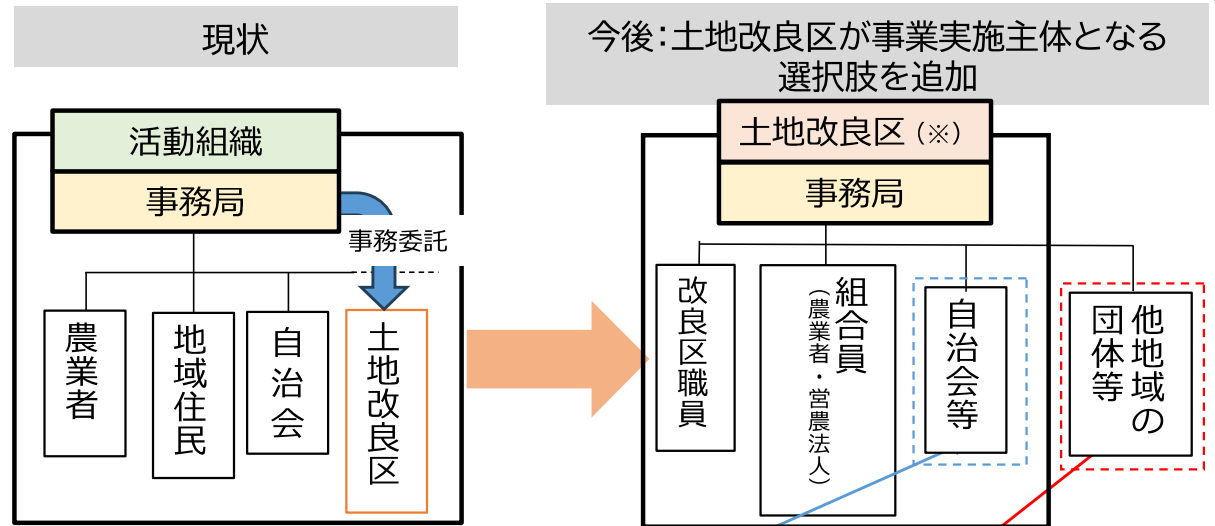
<要件>

水土里ビジョン（仮称）※を策定した土地改良区であることとし、地域住民や他地域の団体等が参加する体制となっていること。



※水土里ビジョンとは、将来にわたり農業水利施設等を適切に保全していくため、土地改良区や市町村等の地域の関係者の協議により、保全に取り組むための構想（今後の土地改良法改正により新たに規定する予定）。

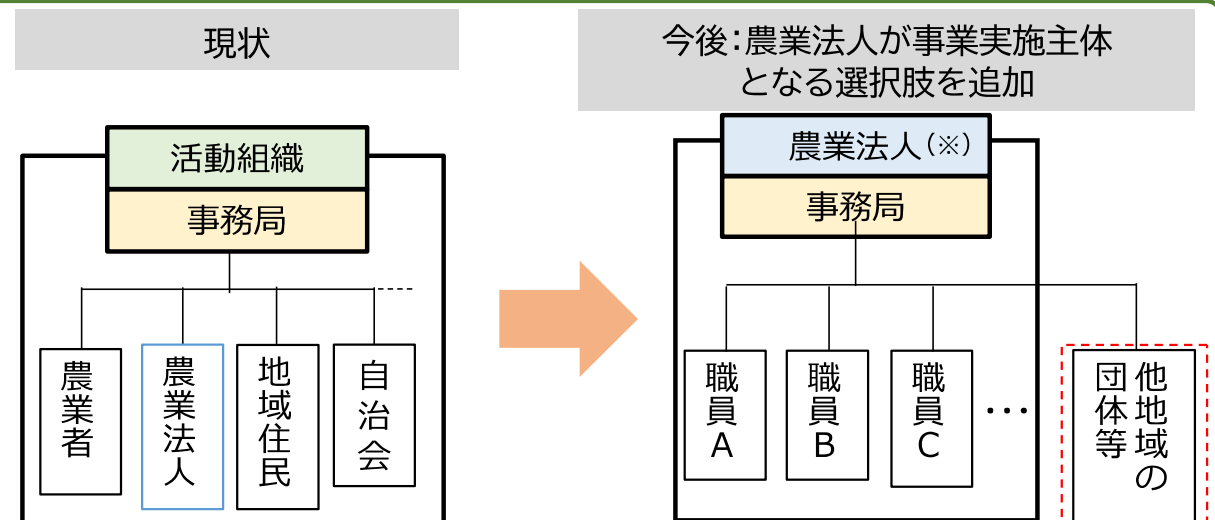
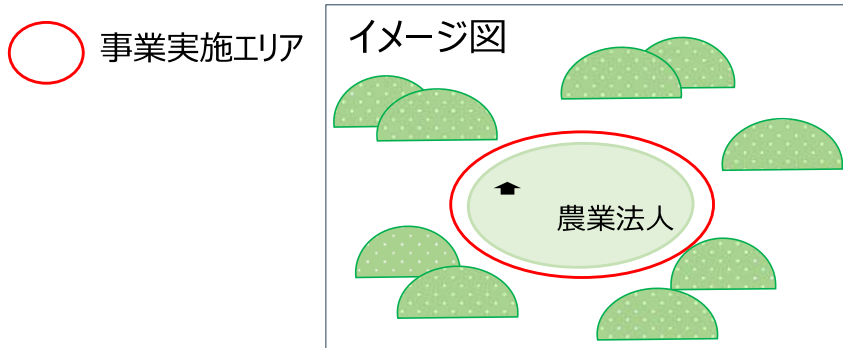
施設管理准組合員制度の活用や契約・協定等を経ることにより参画



②農業法人の追加

<要件>

地域計画の中で、その地域の担い手として位置付けられている農業法人であることとし、地域住民や他地域の団体等が参加する体制となっていること。



契約、協定等を経ることにより参画が可能

（資源向上（共同）を行う場合は、非農業者の参画が必須） 8

③多面的機能支払交付金における環境負荷低減の取組の推進

地域共同で行う環境負荷低減の取組を促進するため、長期中干し、冬期湛水等への支援を追加する。

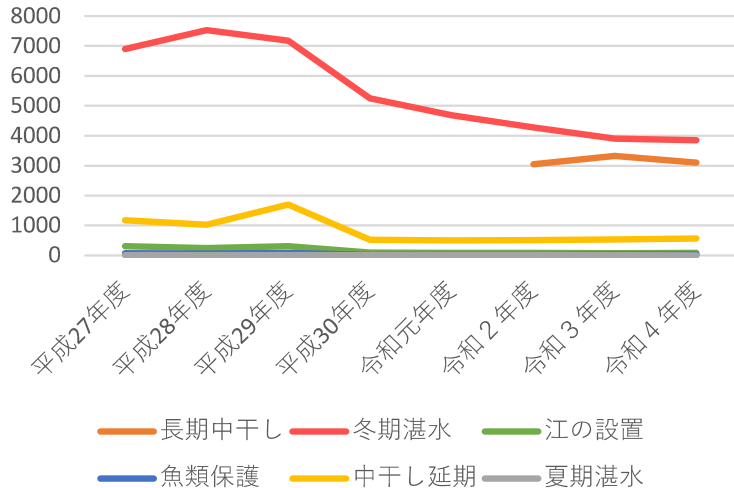
背景

○「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（令和5年12月）において「多面的機能支払交付金について、（中略）環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する」とこととされたところ。

○現在、環境保全型農業直接支払で支援している環境負荷低減の取組（長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干期間の延期）については、取組面積の減少又は現状維持の傾向が見られる状況にある。

○また、これらの取組について、水資源の確保や水管理方法など営農以外の調整が必要であることを踏まえ、地域でまとまりをもって取り組むことで、より効果的に実施できることが期待される。

環境直払の取組別実施面積



対策

環境負荷低減の取組推進

①資源向上支払（共同）

○多面的機能の増進を図る活動の追加

地域資源の質的向上を図る共同活動における多面的機能の増進を図る活動項目に、「水管理を通じた環境負荷低減の強化」を追加

<要件>

環境負荷低減の取組（長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干期間の延期）を行うこと。（化学肥料等の低減は要件としない。）

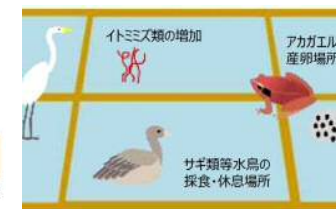
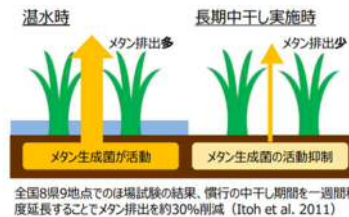
長期中干し



冬期湛水



江の設置



○環境負荷低減に係る新たな加算措置（みどり加算）の創設

<要件>

化学肥料等を5割以上低減する取組と合わせて環境負荷低減に取り組む面積が増加する場合に、実施面積に応じて加算

（長期中干し：800円/10a、冬期湛水：4,000円/10a等）

※みどり加算については、R7年度から5年間以上実施した地区が加算単価に0.75を乗じた額になる。

（既存制度：農地・水保管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は資源向上（共同）の単価に0.75を乗じた額になる。）

みどり加算の考え方について

環境保全型農業直接支払交付金

事業実施主体

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

全国取組：長期中干し

- ・5割低減取組と長期中干しを組み合わせた取組
- ・栽培する主作物が水稻であること
- ・稲の生育中期に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること

交付単価：800円/10a

地域特認取組（都道府県知事が特に必要と認める取組）

- ・5割低減取組と組み合わせた取組であること
- ・地球温暖化防止、生物多様性保全その他の都道府県知事が必要と認める地域の環境保全の取組として高い効果があると認められること
- ・取組の実施に伴う追加的な経費の発生等により取組の十分な普及が図られていないこと

交付単価

冬期湛水

（有機質肥料/畦畔補強）：8,000円/10a

冬期湛水（有機質肥料）：7,000円/10a

冬期湛水（畦畔補強）：5,000円/10a

冬期湛水：4,000円/10a

夏期湛水：8,000円/10a

中干し延期：3,000円/10a

江の設置等（作溝実施）：4,000円/10a

江の設置等（作溝未実施）：3,000円/10a

多面的機能支払交付金

事業実施主体

- ・広域活動組織又は活動組織
- （1）農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者
- （2）農業者、農業者団体等の地域の実情に応じた者
- ・農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者（環直から継続者、R11までの猶予期間）

みどり加算（取組面積が増加すること）

（長期中干し）

- ・5割低減取組と長期中干しを組み合わせた取組
- ・栽培する主作物が水稻であること
- ・稲の生育中期に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること 交付単価：800円/10a

以下の取組を実施する際には、5割低減取組と組み合わせた取組であることを要件とする

（冬期湛水、夏期湛水）

- ・2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること 交付単価：冬4,000円/10a 夏8,000円/10a

（冬期湛水の追加的活動である、有機質肥料（たい肥、緑肥）に係る経費は環直、畦畔補強に係る経費は多面資源向上（共同）にて支援）

（中干し延期）

- ・中干し開始時期を1カ月程度延期又は中止し、7月下旬まで常時湛水状態を保つこと 交付単価：3,000円/10a

（江の設置等）

- ・水稻の中干し期間中に、江（深さ20cm以上、幅30cm以上又は深さ10cm以上、幅50cm以上）等を設置すること

交付単価：4,000円/10a（作溝実施）

交付単価：3,000円/10a（作溝未実施）

※地域特認取組は地域の環境や農業の実態を勘案し、地域独自の取組を支援する仕組みであったが、既に冬期湛水は全国的に取り組まれていること、及びその他の取組も全国的な取組が可能であることから、多面に移行するに当たっては全国取組として扱うものとする。

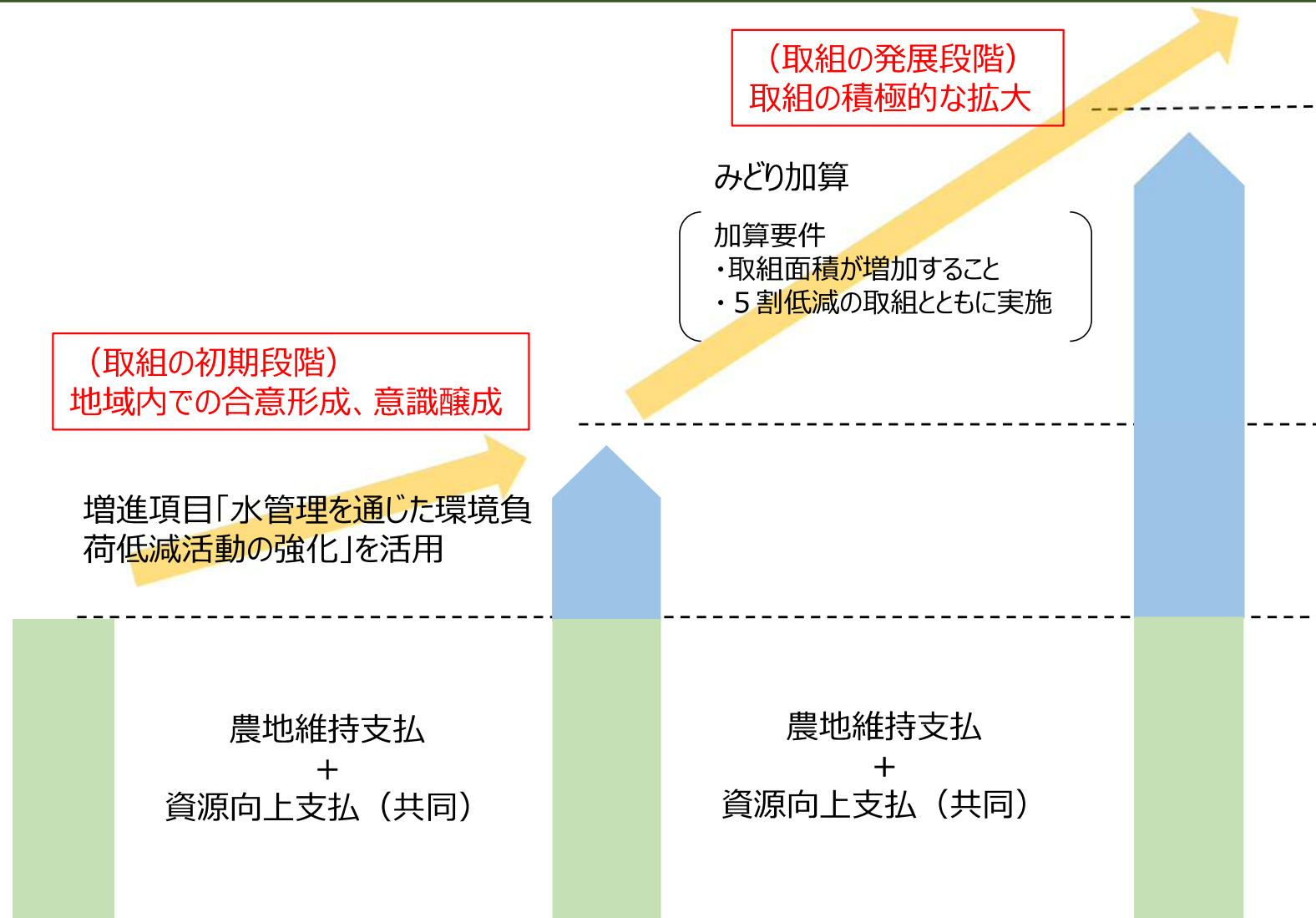
※なお、みどり加算導入後の面積拡大状況等を踏まえ、第四期対策においては加算単価等の検証を行うこととする。

※赤字：環直→多面へ移行

新たに環境負荷低減に取り組む活動組織における面積拡大イメージ

○多面交付金における環境負荷低減の取組面積の拡大イメージは、以下のような段階を経て拡大していくことを想定。

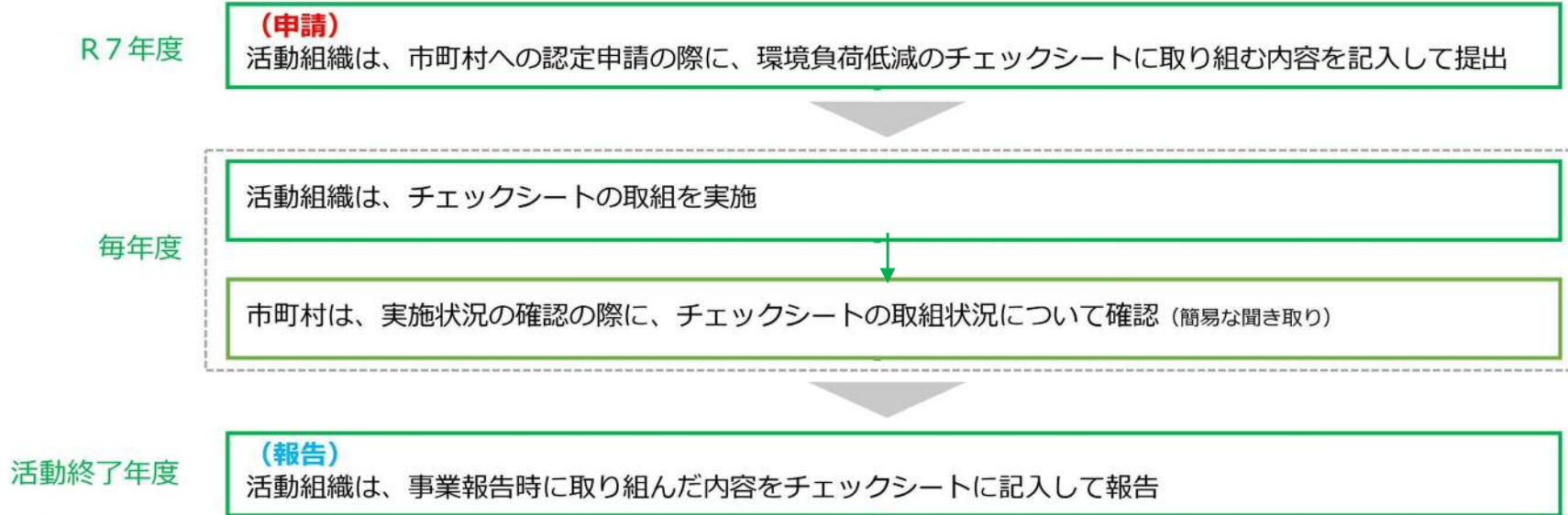
- ①取組の初期段階：環境負荷低減の取組を行っていくことに対する合意形成及び意識醸成を進めつつ取組をスタート
(増進加算を活用)
- ②取組の発展段階：取組の積極的な拡大 (みどり加算を活用)



環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の要件化について

- 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（令和5年12月）において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとしたところ。
- 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金では、令和7年度からの次期対策において、環境クロスコンプライアンス（みどりチェック）を事業の要件とし、集落協定、活動組織等は市町村への認定申請の際に、環境負荷低減のチェックシートに取り組む内容を記入して提出。また、対策期間（中山間直払）、活動期間（多面支払）の最終年度の事業報告時に取り組んだ内容を記入して提出。

みどりチェックの手続の流れ（案）【多面支払の場合】



※ 報告後、一部の活動組織を対象とした抽出検査が国のみどりチェック担当者により実施されます。（確認）
 ※ R7年度から試行的に実施し、その上で詳細を固め、R9年度から本格実施に移行します（報告内容に不備があった場合の具体的措置は、今後の検討となります。）。

	R7	R8	R9	R10	R11	備考	活動終了年度	活動組織数
活動期間 R7～11	★ ・チェックシート申請				・報告 ★ ・確認 (クロコン担当)		R7	約1,700組織
R7～R10に活動終了する組織	★ ・報告 ・確認 (試行)	★ ・報告 ・確認 (試行)	★ ・報告 ・確認 (あり)	★ ・報告 ・確認 (あり)		確認については、報告のとりまとめが翌年度となるため、翌年度中の確認となります。（要調整）	R8	約4,500組織
							R9	約 700組織
							R10	約 1万組織
							R11	約9,000組織 12

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（活動組織向け案）

多面的機能支払

申請時 (します)		報告時 (しました)	申請時 (します)		報告時 (しました)
	(1) 適正な施肥			(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	
①	<input type="checkbox"/> みどり加算の交付を受ける場合 肥料の適正な保管 (該当しない <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>	⑧	<input type="checkbox"/> 共同活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/> みどり加算の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める (該当しない <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>			
	(2) 適正な除草や害虫駆除等			(6) 生物多様性への悪影響	
③	<input type="checkbox"/> 共同活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/> 共同活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫 駆除等の要否及び実施時期の判断に努める (該当しない <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> みどり加算の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>	⑩	<input type="checkbox"/> 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める (該当しない <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減			(7) 環境関係法令の遵守等	
⑤	<input type="checkbox"/> 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に 努める (該当しない <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> 活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効 率なエネルギー消費をしないように努める (該当しない <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> 「みどりの食料システム戦略※」を理解し、 適切な事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止		⑬	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/> 共同活動において除草や水路の泥上げ等を行う場合に は、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に 処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

※令和3年5月12日に決定。詳しくは、みどりの食料システム戦略HPへ
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html#Midorisennryaku>

(注) ・ 該当するものについて実施する場合は「**します**」、**しました**」にチェックし、該当しない場合は、「**該当しない**」にチェックします。